

事業承継に係る税制について

農地や株式を贈与する際、知っておきたい税のしくみ

農業の事業承継では、事業用資産を継承する際の税金に注意しましょう。特に、個人経営では農地、法人経営では株式・出資の継承について対策が必要です。2023年度の税制改正で、年110万円の基礎控除が創設された「相続時精算課税制度」の活用がお勧めですが、個人経営では農地などの「納税猶予制度」、法人経営では「法人版事業承継税制」のメリット・デメリットを比較検討してください。

「相続時精算課税制度」の活用

贈与税には、暦年課税と相続時精算課税があり、相続時精算課税を選択すると、最初の年は2,610万円（相

続時精算課税に係る基礎控除110万円＋特別控除2,500万円）まで課税されません。相続時精算課税とは、相続時での精算を前提に、贈与段階での贈与税の課税を大幅に軽減したものです（2003年度の税制改正で創設）。特別控除2,500万円は複数年で利用でき、特別控除を上回る金額には税率20%で贈与税が課税（相続税で控除）されます。相続時精算課税で農地を後継者に贈与して経営を継承すれば、一定の要件を満たす場合、農業者年金の特例付加年金を受給できます。

相続時精算課税では、贈与財産の贈与時の価額（基礎控除後）を贈与者の相続財産に加算します。相続税

は本来、相続時の価額で課税しますが、相続時精算課税だと贈与時で評価が固定されます。このため、評価額が上昇傾向の農業法人の株式を相続時精算課税で贈与すると相続税の負担を軽減できます。逆に、評価額が下落傾向の農地では不利ですが、相続時精算課税に係る基礎控除の範囲内で贈与すれば相続税に影響しません。

2023年度の税制改正のひとつが、相続時精算課税に係る基礎控除の創設（図1改正1）で、相続時精算課税を選択した翌年以降も含め、基礎控除110万円の範囲内で贈与すれば、贈与税も相続税も課税されません。もうひとつが、土地・建物が被災した

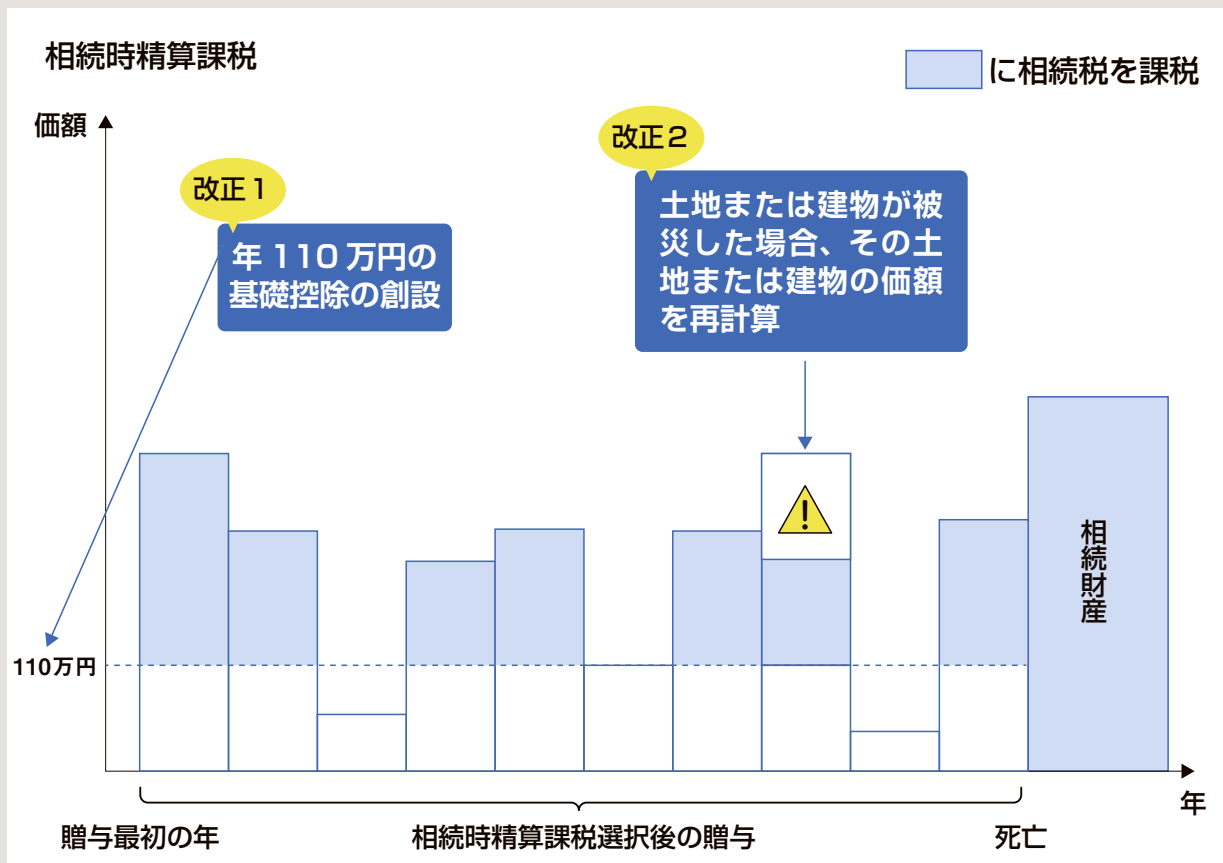


図1 「相続時精算課税制度」の改正内容(国税庁資料をもとに作成)

表1 贈与税の「納税猶予制度」と「相続時精算課税制度」の比較

		贈与税の納税猶予制度	相続時精算課税制度
手続き		生前一括贈与(農地の全部、採草放牧地の3分の2以上の面積および準農地の3分の2以上の面積を一括して贈与)	贈与 & 相続時精算課税制度の選択
贈与者	対象者	3年以上農業を営んでいた個人	なし
	年齢要件	なし	60歳以上(贈与年の1月1日)
受贈者	対象者	推定相続人で認定農業者など	推定相続人(子)または孫
	年齢要件	18歳以上(贈与を受けた日)	18歳以上(贈与年の1月1日)
	従事要件	贈与を受けた日まで引き続き3年以上農業に従事	なし
	経営要件	速やかにその農地および採草放牧地によって農業経営	なし
不動産取得税		徴収猶予	固定資産税評価額×3%

表2 会社規模と類似業種比準価額の併用割合(農業の場合)

比準要素	会社規模		取引金額	総資産価額：従業員数	併用割合
2または3	大会社		15億円以上	15億円以上：35人超	100%
	中会社	大	4億円以上	5億円以上：35人超	90%
		中	2億円以上	2億5,000万円以上：20人超	75%
		小	8,000万円以上	5,000万円以上：5人超	60%
	小会社		8,000万円未満	5,000万円未満：5人以下	50%
1	前期の判定要素2つがゼロで前々期2つ以上がゼロ				25%
0	前期の判定要素3つの全部がゼロ				0%

判定要素は、配当金額、利益金額(課税所得が基準)、簿価純資産価額の3つ

場合の価額の再計算(図1改正2)で、贈与した土地・建物が震災や風水害などで被災した場合、相続財産に加算する土地・建物の価額の計算上、被災価額を控除できます。

農地などの贈与税の「納税猶予制度」

贈与税の「納税猶予制度」は、農業を営む贈与者が農地の全部(特例農地など)を推定相続人の農業後継者1人に贈与した場合に農業後継者の贈与税を猶予する制度(表1)で、贈与者が死亡した際、特例農地などの猶予税額が免除され、相続税の課税対象となります。なお、受贈者が贈与者よりも先に死亡した場合は、受贈者が死亡したときに猶予税額が免除されます。

ただし、特例農地などを譲渡・転用した場合や農業経営を廃止した場合には納税猶予が打ち切れ、贈与税本税と利子税を納付しなければなりません。贈与税軽減の一方で贈与

財産が相続税の課税対象となる点は「相続時精算課税制度」と同じですが、農地などの贈与税の「納税猶予制度」にはさまざまな制約があり、猶予打ち切りというリスクがあります。

株式の評価と法人による農地所有

農業法人の株式・出資は、会社の場合、経営支配力を持った同族株主は原則的評価方式、それ以外は特例的評価方式(配当還元方式)によって評価されます。原則的評価方式では、取引金額などにより大会社・中会社・小会社に区分し、類似業種比準価額と純資産価額を併用します(表

2)。内部留保が大きいと類似業種比準価額が純資産価額を大きく下回り、会計検査院の調査(2024年公表)では、類似業種比準価額の中央値は純資産価額の中央値の27.2%となります。この場合、会社規模が大きいほど類似業種比準価額の併用割合が高くなって評価額が低くなるため、相続税や贈与税の課税で有利になります。

法人経営では農地を借りるのが一般的ですが、類似業種比準価額の併用割合が高いと経営者などの所有農地を法人所有にしたほうが有利な場合もあります。農地を譲渡すれば譲渡所得になりますが、譲渡益が譲渡所得の特別控除の範囲内なら課税されません。法人構成員が農地バンク経由で農地所有適格法人に譲渡すれば、800万円の特別控除が受けられます。

「法人版事業承継税制」

「法人版事業承継税制」は、後継者が非上場会社株式を贈与や相続などから取得した場合に贈与税・相続税の納税を猶予する制度です。適用要件が厳しく、農業法人での活用は少ないのですが、相続税負担が重くなる場合は検討に値します。2018年から10年間、適用要件を大幅緩和した特例措置が創設されましたが(表3)、特例措置は2026年3月31日までに特例承継計画を提出し、2027年末までに後継者に株式などを贈与する必要があります。

【アグリビジネス・ソリューションズ(株) 森 剛一】

表3 「法人版事業承継税制」の特例措置と一般措置の比較

	特例措置	一般措置
事前の計画策定など	特例承継計画の提出(2026年3月31日まで)	不要
贈与・相続などの適用期限	2027年12月31日まで	期限なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%
対象後継者	18歳以上の最大3人	18歳以上の推定相続人(直系卑属)・孫の1人